

四 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

改正案	現行
<p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行若しくは銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。次条第四項において同じ。）に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。</p>	<p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行若しくは銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、指定国際会計基準に基づく財務諸表における本告示適用についての技術的読替えは、金融庁長官が別に定めるものとする。</p>

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が保険会社等（保険会社、少額短期保険業者及びこれに準ずる外国の法人をいう。）を子会社等としている場合における当該子会社等（以下「保険子会社等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（削除）

附則

（米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）

第十条 第三条第一項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、当該米国式連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保険子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が保険会社等（保険会社、少額短期保険業者及びこれに準ずる外国の法人をいう。以下同じ。）を子会社等としている場合における当該子会社等（第五条第二項第一号イ(1)において「保険子会社等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

4 第一項の規定に基づき、最終指定親会社が連結自己資本規制比率を算出する場合、当該最終指定親会社は当該計算方法を継続して用いなければならない。

附則

（米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）

第十条 第三条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。

（新設）